

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	橋下条地区 (五歩一、大白、二ノ井、赤田、下条新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 7 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落営農組織では定年延長の影響により作業の中心となっていた年齢層の構成員が作業に参加できなくなるなど、構成員の減少とともに、若手の担い手不足も顕著になっている。今後、「誰が」「どのように」「いつまで耕作していくのか」について、さらに議論を深める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組織を中心に農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るため、給排水の自動化などスマート農業の導入を検討するとともに、農業用機械のシェアサービスを検討する。
また、集落内には新興住宅地が造成され、非農家の住民が増えるなか、その方たちへ農業に参加を誘導するよう地域コミュニティの活性化を含めたあり方を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、出し手、受け手に関わらず、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業を担う者が営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路の改修等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の効率化を図るため、防除作業はいみず野農業協同組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化、効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
 ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。